

確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）及び確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、確定拠出年金法施行規則を次のように定める。

目次

第一章 企業型年金

第一節 企業型年金の開始（第一条～第八条）

第二節 企業型年金加入者等（第九条～第十一条）

第三節 掛金（第十六条の二～第十七条の二）

第四節 運用（第十八条～第二十一条の二）

第五節 給付（第二十二条～第二十二条の二）

第六節 事業主の行為準則（第二十三条～第二十四条）

第七節 企業型年金の終了（第二十五条）

第八節 雜則（第二十六条～第三十一条の六）

第二章 個人型年金

第一節 個人型年金の開始（第三十二条～第三十八条の二）

第二節 個人型年金加入者等（第三十九条～第五十六条の二）

第三節 掛金（第五十六条の三～第五十八条）

第四節 雜則（第五十九条～第六十二条）

第三章 個人別管理資産の移換（第六十三条～第六十七条）

第四章 雜則（第六十八条～第七十二条）

附則

第一章 企業型年金

第一節 企業型年金の開始（連合会が行う業務）

第一条 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号。以下「法」という。）第二条第七項第一号の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 個人型年金加入者の資格の確認に係る業務
二 個人型年金加入者掛金（中小事業主（法第五十五条第二項第四号の二に規定する中小事業主をいう。以下同じ。）が中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、個人型年金加入

者掛金及び中小事業主掛金）の限度額の管理に係る業務

(過半数代表者)

第二条 法第三条第一項、第五条第二項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）及び第四十六条第一項並びに確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。）第六条第八号ロに規定する第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二 過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、举手等の方法による手続により選出された者であつて、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと。

三 企業型年金を実施しようとする事業所又は船舶が厚生年金適用事業所に該当することを明らかにする書類

四 企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるとき

五 確定拠出年金運営管理機関の選任の理由についての書類（事業主が運営管理業務の全部を行なう場合を除く。）

六 前各号に掲げるもののほか、承認に当たつて必要な書類

一 年金たる老齢給付金

イ 給付の額の算定方法は、請求日（給付の支給を請求した日をいう。以下同じ。）における、受給権者が企業型年金規約で定めること。

ロ 給付の額は、請求日の属する月の前月の末日以後の個人別管理資産額（当該企業型年金に係るものに限る。以下この条において同じ。）及び支給予定期間にに基づいて算定されるものであること。

ハ 給付の額（亦及びチの規定により算定される額を除く。）は、請求日の属する月又はへの申出をした日の属する月の前月の末日における個人別管理資産額の二分の一に相当する額を超えず、かつ、二十分の一に相当する額を下回らないものであること

（請求日において、個人別管理資産（当該企業型年金に係るものに限る。以下この条において同じ。）について、保険又は共済の契約であつて終身年金を支給することを約したものに基づく保険料又は共済掛金の払込みによつて運用の指図を行つてゐるものに係る給付の額を除く。）

二 支給予定期間は、受給権者が請求日において企業型年金規約で定めることにより申し出た日の属する月以後の企業型年金規約で定める月（請求日の属する月から起算して三月以内の月に限る。）から起算して五年以上三十年以下であること。

三 企業型年金を実施しようとする企業の申請をするときは、実施しようとする企業型年金が同条第五項に規定する要件に適合していることを証する書類を添付するものとする。

四 法第三条第五項の厚生労働省令で定める書類は、前条第二項第一号及び第五号に掲げる書類

第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類

第三条の三 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第四条 令第五条第一号の年金として支給されるものの算定方法は、次の各号に掲げる給付の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第五条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第六条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第七条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第八条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第九条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第十条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第十一条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第十二条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第十三条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第十四条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第十五条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第十六条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第十七条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

（令第二条第二号の厚生労働省令で定める場合）

第三条の三 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第四条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第五条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第六条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第七条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第八条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第九条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第十条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第十一条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第十二条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第十三条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第十四条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第十五条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第十六条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

第十七条 令第一条第二号の厚生労働省令で定める場合は、企業型年金規約に、企業型年金加入者が当該企業型年金規約で定めた日（一定の年齢に達する日以後の日に限る。）にその資格を喪失することを定めている場合であつて、当該者が当該企業型年金規約で定めた日を経過することにより当該資格を喪失したときとする。

（企業型年金の給付の額の算定方法の基準）

において、受給権者が当該申出をしたときは、その額は、イ及びロの規定にかかわらず、当該申出をした日の属する月の末日ににおける個人別管理資産額であること。個人別管理資産額が過少となつたことに

て、保険又は共済の契約であつて終身年金を支給することを約したものに基づく保険料又は共済掛金の払込みによつて運用の指図を行つてゐるものに係る給付の額を除く。二において同じ。)。
一 支給予定期間は、受給者が請求日迄お

一時金たる老齢給付金 次に掲げる基準に適合していること。

が引き下がる場合において、当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額を引き上げる場合

三 企業年金規約で定めた企業型年金加入者
掛金の額の決定の方法が変更されることによ
り、会員の負担が増加することを避け

り、企業型年金加入者が拠出していた企業型年金加入者掛金の額を拠出することができなくなる場合において、当該預りを当該変更後の

四 くる場合はにおいて、当該額を当該変更後の決定の方法による額に変更する場合

五　企業型年金加入者掛金の額を零から変更す 場合

六 企業型年金加入者がその資格を喪失する場合

合において、企業型年金加入者掛金の額をその資格を喪失することに伴い拠出することと

(企業型年金規約の閲覧) なる期間の月数に応じて変更する場合

企業形全般知識の内容が書籍的方
法（電子的方法、磁気的方法その他の人間の知覚
によつて認識することができない方法をいう。

以下同じ。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに

表示されることができるようにして備え置かれることは、当該記録の備置きをもつて法第四条

第四項の企業型年金規約の備置きに代えることができる。この場合において、事業主は、当該

記録が消失し 又は損傷することを防止するためには、必要な措置を講じなければならぬ。

二以上の事業者が一の企業形態で年金を実施する場合における法第四条第四項の企業型年金規約の閲覧については、当該閲覧の求めをした第一

号等厚生年金被保険者を使用する事業主は、当該企業型年金規約の全部又は一部（当該事業主

に係る部分に限る。) を閲覧させることができるものとする。

第五条 (規約の軽微な変更等)
法第五条第一項の厚生労働省令で定める

軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。
ただし、第四号及び第九号から第十二号までに
掲げる事項の変更については、簡易企業型年金

一 法第三条第三項第一号に掲げる事項を実施する場合に限る。

二 法第三条第三項第二号に掲げる事項
法第三条第三項第四号に掲げる事項（事業

主から委託を受けた確定拠出年金運営管理機関の名称又は住所の変更に限る。)

限り、行わるものであること。ただし、企業型年金規約に基づいて当該金銭の支払を企業型年金の実施に要する事務費に充てるときは、この限りでない。

四 事業主が事業主掛金（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主掛金及び企業型年金加入者掛け金）を信託金として払い込むものであること。

五 当該契約に係る信託財産は、法第八十四条第二項の規定により返還する場合を除き、事業主の規定により返還する場合を除き、事業主に返還しないものであること。

六 当該契約に係る信託が終了し、又は信託会社等の任務が終了したときは、信託会社等が、当該契約に係る信託財産について清算し、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、速やかに、事業主及び当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関に報告するものであること。

七 当該契約に係る信託が終了したときは、当該契約に係る信託財産を法第八条第四項の規定により事業主が定めた資産管理機関に移換するものであること。

八 法第八条第一項第二号から第四号までに掲げる生命保険、生命共済及び損害保険の契約について令第九条第二号の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 企業型年金の給付に充てることをその目的とする契約であつて、当該企業型年金の企業型年金加入者は、企業型年金加入者であつた者を被保険者又は被共済者とするものであること。

二 生命保険会社、農業協同組合連合会又は損害保険会社が法第二十五条第三項の規定による企業型記録関連運営管理機関等の通知にのみ基づいて当該契約に係る払込保険料又は払込共済掛金に係る資産（以下この項において「払込保険料等資産」という。）を運用するものであること。

三 当該契約に基づく保険金、共済金、返戻金その他の企業型年金加入者等に対する金銭の支払は、法第三十三条第三項、法第三十四条、法第三十七条第三項又は法第四十条の規定により当該企業型年金の給付を支給する場合に限り、行わるものであること。

四 事業主が事業主掛金（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主掛金（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主掛金）を信託金として払い込むものであること。

限り、行わるものであること。ただし、企業型年金規約に基づいて当該金銭の支払を企業型年金の実施に要する事務費に充てるときは、この限りでない。

四 事業主が事業主掛金（企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあつては、事業主掛金及び企業型年金加入者掛け金）を信託金として払い込むものであること。

五 当該契約に係る払込保険料等資産は、法第八十四条第二項の規定により返還する場合を除き、事業主に返還しないものであること。

六 当該契約に基づく配当金若しくは分配金又は割戻金、返戻金その他の金銭は、当該企業型年金の企業型年金加入者又は企業型年金加入者であつた者の個人別管理資産に充てられるものであること。

七 契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずるものであること。

八 当該契約が解除されたときは、当該契約に係る払込保険料等資産を法第八条第四項の規定により事業主が定めた資産管理機関に移換するものであること。

九 同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する場合の通知

第十一条 事業主は、企業型年金加入者が法第十三条第一項の規定により当該事業主が実施する企業型年金を選択したときは、当該企業型年金加入者を使用する自己以外の事業主に、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第二节 企業型年金加入者等

（同時に二以上の企業型年金の企業型年金加入者となる資格を有する場合の通知）

第十九条 事業主は、企業型年金加入者が法第十三条第一項の規定により当該事業主が実施する企業型年金を選択したときは、当該企業型年金加入者を使用する自己以外の事業主に、速やかに、その旨を通知するものとする。

二 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨、その資格を取得した年月日及び他制度掛け金相当額（当該事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当するものに係る他制度掛け金相当額に限る。）

イ 私立学校教職員共済制度の加入者

ロ 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑

三 死亡により資格を喪失した場合にあつては、その旨

一 企業型年金加入者の氏名、性別、住所、生年月日、国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（以下単に「基礎年金番号」という。）、実施事業所に使用された年月日及び企業型年金加入者の資格を取得した年月日

二 各企業型年金加入者が次に掲げる者に該当するときは、その旨、その資格を取得した年月日及び他制度掛け金相当額（当該事業主に使用される者として令第十一条第一号イからハまでに掲げる者に該当するものに係る他制度掛け金相当額に限る。）

イ 私立学校教職員共済制度の加入者

ロ 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑

三 死亡により資格を喪失した場合にあつては、その旨

一 企業型年金加入者は、企業型年金運用指図者の資格を取得した年月日

二 企業型年金運用指図者となつた事由

三 事業主は、企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であつた者（企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）のうち、四十一歳以上もの（第二号及び第五条第一項第十三号において「特定企業型年金加入者等」という。）に対し退職手当等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等をいい、同法第三十一条において退職手当等とみなす一時金を含む。以下同じ。）の支払が行われたときは、速やかに、次に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

四 事業主は、企業型年金加入者が新たに前条第二号イからハまでに掲げる者に該当することとなつたときは、該当することとなつた日から五日以内に、その資格の種別及び資格を取得した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

五 事業主は、新たに前条第一項第三号に掲げる事項を企業型年金加入者が前条第一項第二号イからハまでに掲げる者に該当しなくなつたときは、該当しなくなつた日から五日以内に、その資格の種別及び資格を喪失した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

六 事業主は、新たに前条第一項第三号に掲げる場合に該当することとなつたとき又は該当しなくなつたときは、速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

七 事業主は、新たに前条第一項第三号に掲げる場合に該当することとなつたとき又は該当しなくなつたときは、速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

八 事業主は、新たに前条第一項第三号に掲げる場合に該当することとなつたとき又は該当しなくなつたときは、速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

九 事業主は、新たに前条第一項第三号に掲げる場合に該当することとなつたとき又は該当しなくなつたときは、速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一〇 事業主は、企業型年金加入者に係る他制度掛け金相当額が変更された場合には、速やかに、その旨及び変更後の他制度掛け金相当額を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一一 事業主（記録関連業務を行う事業主に限る。以下この項及び次項において同じ。）に使用される者が新たに企業型年金加入者の資格を取得した場合又は企業型記録関連運営管理機関が第十条第一項又は前条第五項の通知を受けた場合であつて、当該事業主に使用される者は、当該通知に係る企業型年金加入者がその資格を取得した日において六十歳以上であるときは、当該事業主又は当該企業型記録関連運営管理機関は、当該事業主又は当該企業型記録関連運営管理機関に対し、当該企業型年金加入者に係る老齢給付金の受給権の確認

二 企業型年金運用指図者の資格を取得した年月日

三 企業型年金運用指図者となつた事由

四 事業主は、企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であつた者（企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）のうち、四十一歳以上もの（第二号及び第五条第一項第十三号において「特定企業型年金加入者等」という。）に対し退職手当等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等をいい、同法第三十一条において退職手当等とみなす一時金を含む。以下同じ。）の支払が行われたときは、速やかに、次に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

五 事業主は、新たに前条第一項第三号に掲げる事項を企業型年金加入者が前条第一項第二号イからハまでに掲げる者に該当しなくなつたときは、該当しなくなつた日から五日以内に、その資格の種別及び資格を取得した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

六 事業主は、新たに前条第一項第三号に掲げる場合に該当することとなつたとき又は該当しなくなつたときは、速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

七 事業主は、新たに前条第一項第三号に掲げる場合に該当することとなつたとき又は該当しなくなつたときは、速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

八 事業主は、新たに前条第一項第三号に掲げる場合に該当することとなつたとき又は該当しなくなつたときは、速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

九 事業主は、新たに前条第一項第三号に掲げる場合に該当することとなつたとき又は該当しなくなつたときは、速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一〇 事業主は、企業型年金加入者に係る他制度掛け金相当額が変更された場合には、速やかに、その旨及び変更後の他制度掛け金相当額を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一一 事業主（記録関連業務を行う事業主に限る。以下この項及び次項において同じ。）に使用される者が新たに企業型年金加入者の資格を取得した場合又は企業型記録関連運営管理機関が第十条第一項又は前条第五項の通知を受けた場合であつて、当該事業主に使用される者は、当該通知に係る企業型年金加入者がその資格を取得した日において六十歳以上であるときは、当該事業主又は当該企業型記録関連運営管理機関は、当該事業主又は当該企業型記録関連運営管理機関に対し、当該企業型年金加入者に係る老齢給付金の受給権の確認

二 企業型年金運用指図者の資格を取得した年月日

三 企業型年金運用指図者となつた事由

四 事業主は、企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であつた者（企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）のうち、四十一歳以上もの（第二号及び第五条第一項第十三号において「特定企業型年金加入者等」という。）に対し退職手当等（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等をいい、同法第三十一条において退職手当等とみなす一時金を含む。以下同じ。）の支払が行われたときは、速やかに、次に掲げる事項を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

五 事業主は、新たに前条第一項第三号に掲げる事項を企業型年金加入者が前条第一項第二号イからハまでに掲げる者に該当しなくなつたときは、該当しなくなつた日から五日以内に、その資格の種別及び資格を取得した年月日を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

六 事業主は、新たに前条第一項第三号に掲げる場合に該当することとなつたとき又は該当しなくなつたときは、速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

七 事業主は、新たに前条第一項第三号に掲げる場合に該当することとなつたとき又は該当しなくなつたときは、速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

八 事業主は、新たに前条第一項第三号に掲げる場合に該当することとなつたとき又は該当しなくなつたときは、速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

九 事業主は、新たに前条第一項第三号に掲げる場合に該当することとなつたとき又は該当しなくなつたときは、速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一〇 事業主は、企業型年金加入者に係る他制度掛け金相当額が変更された場合には、速やかに、その旨及び変更後の他制度掛け金相当額を企業型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

一一 事業主（記録関連業務を行う事業主に限る。以下この項及び次項において同じ。）に使用される者が新たに企業型年金加入者の資格を取得した場合又は企業型記録関連運営管理機関が第十条第一項又は前条第五項の通知を受けた場合であつて、当該事業主に使用される者は、当該通知に係る企業型年金加入者がその資格を取得した日において六十歳以上であるときは、当該事業主又は当該企業型記録関連運営管理機関は、当該事業主又は当該企業型記録関連運営管理機関に対し、当該企業型年金加入者に係る老齢給付金の受給権の確認

を指定したときは、その指定した者の氏名、性別、住所、生年月日及び企業型年金加入者等との関係

十 企業型年金加入者等が個人別管理資産から負担した事務費その他の費用の内容及びそれを負担した年月日

十一 法第五十四条の規定により確定給付企業年金、退職金共済若しくは退職手当制度から年金、退職金共済若しくは退職手当制度からその資産の全部若しくは一部の移換が行われたことがあるときは又は法第五十四条の二の規定により確定給付企業年金若しくは企業年金連合会（確定給付企業年金法第九十一条の二第一項の企業年金連合会をいう。以下同じ。）から脱退一時金相当額等（法第五十四条の二第一項に規定する脱退一時金相当額等をいう。以下同じ。）の移換が行われたことがあるときは、その制度の種別、その資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、移換額、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月その他移換に関する事項

十二 法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中小企業退職金共済法第三十三条の三第一項の規定により確定給付企業年金、企業年金連合会又は退職金共済に個人別管理資産の移換を行つたことがあるときは、その制度の種別、個人別管理資産の移換を行つた年月日、移換した個人別管理資産額その他移換に関する事項

十三 特定企業型年金加入者等が退職手当等の支払を受けたことがあるときは（当該特定企業型年金加入者等に係る第七号に掲げる期間に限る。）は、次に掲げる事項

イ 退職手当等の種類

ロ 退職手当等の支払を受けた年月日

ハ 退職所得控除額

ニ 勤続期間

十四 第二十二条の二第六項の規定により提供された記録の内容

十五 第六十九条の二第四項の規定により提供された記録の内容

十六 第七十条第四項の規定により提供された記録の内容

2 企業型記録関連運営管理機関等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも、当該各号に定める日まで、各企業型年金加入者等に係る企業型年金加入者等に関する原簿（以下この条において「企業型年金加入者等原簿」といいう。）を保存するものとする。ただし、前項第五号に掲げる事項についてはこの限りでない。

一 企業型年金加入者等がその個人別管理資産を他の企業型年金に係る資産管理機関又は連合会に移換した場合、移換先のそなに係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関等に前項各号に掲げる事項を記録した書類を引き渡した日から起算して十年を経過した日

二 企業型記録関連運営管理機関等が他の確定拠出年金運営管理機関等に記録関連業務を承継した場合、承継した確定拠出年金運営管理機関等に前項各号に掲げる事項を記録した書類を引き渡した日から起算して十年を経過した日

三 前二号に掲げる場合以外の場合

企業型年金加入者等に係る法第二十九条の給付を受けける権利が消滅した日から起算して十年（老齢給付金の裁定に関する事項にあっては、十五年）を経過した日

四 前項の運用の指図を行つた日（運用の指図の変更を行つたときは、その変更を行つた日。）から起算して十年を経過した日と前項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める日のいずれか早い日まで保存するものとする。

前項の規定は、企業型年金加入者等原簿に記録された事項のうち第一項第五号の二に掲げる事項の保存について準用する。この場合において、前項中「行つた日（運用の指図の変更を行つたときは、その変更を行つた日。）」とあるのは、「行つたものとみなされた日」と読み替えるものとする。

5 企業型記録関連運営管理機関等は、企業型年金加入者等原簿について、企業型年金加入者等の保護上支障がないと認められるときは、電磁的方法又はマイクロフィルムによつて保存及び引渡しを行うことができるものとする。

6 企業型年金加入者等原簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子

2 企業型記録関連運営管理機関等は、次の各号に掲げる事項の記録が甲企業型年金の企業型記録の備置きをもつて法第十八条第一項の条において「企業型年金加入者等原簿」といいう。を保存するものとする。ただし、前項第五号に掲げる事項についてはこの限りでない。

（記録のみ有する者に係る記録の管理）

第十五条の二 次に掲げる者であつて乙企業型年金又は個人型年金の個人別管理資産がなくなつた者（法第五十四条の四第二項若しくは第五十四条の五第二項又は中小企業退職金共済法第三十三条の三第一項の規定により乙企業型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金、企業年金連合会又は退職金共済に移換されたことのある者及び法第七十四条の四第二項の規定により個人型年金の個人別管理資産が確定給付企業年金に移換されたことのある者（令第三十八条の三に規定する場合を含む。）の規定による老齢給付金の支給、法第三十七条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による死亡一時金の支給及びに法附則第一条の二第二項又は第三条第二項の規定による脱退一時金の支給による個人別管理資産がなくなつた場合を除く。以下この条において「記録のみ有する者」という。）が甲企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合における当該記録のみ有する者に係る通算加入者等期間に関する記録は、当該記録のみ有する者が、甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該記録の管理を申し出ることにより行うものとする。

一 乙企業型年金の企業型年金加入者等であつた者

二 個人型年金の個人型年金加入者等であつた者

三 法第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が移換された者（個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者を除く。以下「連合会移換者」という。）

四 第一項各号に掲げる者が同項の規定により記録の管理を申し出る場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に提出するものとする。

一 第一項第一号に掲げる者が同項の申出を行った場合は、乙企業型年金を実施する事業主及び乙企業型記録関連運営管理機関等の名称及び住所

二 第一項第二号に掲げる者が同項の申出を行った場合は、個人型年金の個人型記録関連運営管理機関の名称及び住所（当該個人型記録関連運営管理機関がないときは、その旨）

三 第一項第三号に掲げる者が同項の申出を行った場合は、乙企業型年金を実施する事業主及び乙企業型記録関連運営管理機関等の名称及び住所

5 第一項に規定する場合においては、乙企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等、個人型年金の個人型記録関連運営管理機関又は個人型特定運営管理機関（連合会が運営管理業務を委託した確定拠出年金運営管理機関であつて、令第四十六条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者の氏名、住所等の記録及びその保存その他の業務を行う者として連合会が指定したもの）をいう。以下同じ。）は、甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の指示があつたときは、速やかに、当該資格を取得した者の前条第一項各号又は第五十六条第一項各号に掲げる事項を甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に通知するものとする。

6 企業型年金を実施する事業主は、第一項の記録の管理に関する事項について、その実施する企業型年金の企業型年金加入者に説明しなければならない。

企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等、連合会並びに個人型年金の個人型記録関連運営管理機関及び個人型特定運営管理機関は、第四項の規定による通知を行うため必要な行為を行うときは、法令に別段の定めがある場合を除き、速やかに、その行為を行うものとする。（加入者等への通知）

第十六条 事業主は、その使用する者が企業型年金加入者の資格を取得したときは、速やかに、

業年金連合会に対し、当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者に係る次に掲げる事項（法第五十四条の四第一項の規定による個人別管理資産の移換の申出にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、又はこれらの事項を電子情報処理組織を使用する方法により提供するものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 個人別管理資産の額、その算定の基礎となつた期間並びに当該期間の開始月及び終了月

三 企業型年金加入者であつた者が負担した掛金がある場合にあつては、当該負担した掛け金の合計額に相当する額

四 企業型年金加入者の資格の喪失の年月日

五 当該企業型年金を実施している事業主又は実施していた事業主の名称

（確定給付企業年金、企業年金連合会又は退職金共済への個人別管理資産の移換に係る申出方等）

第三十一条の三 法第五十四条の四第一項の規定により企業型年金の企業型年金加入者であつた者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）が企業型年金の資産管理機関に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合、法第五十四条の五第一項の規定により企業型年金の企業型年金加入者であつた者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限り、企業型年金運用指図者（法第十五条第一項第一号に掲げる者に限る。）を除く。）が企業型年金の資産管理機関に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合又は法第五十四条の六の規定により事業主が企業型年金の資産管理機関に対し個人別管理資産の移換の申出を行ふ場合には、企業型記録閲連運営管理機関等を通じて行うものとする。

第三十二条の四 中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定により事業主が機構に対し個人別管理資産の移換の申出を行ふ場合には、企業型年金の企業型記録閲連運営管理機関等から当該申出に関し必要な情報の提供を受けて行うものとする。

第三十一条の五

一 法第五十四条の六の厚生労働省
六十九条の九第二項の規定による
資産管理機関への個人別管理資産
が指定する預金口座へ振り込む旨
たときは、当該企業型年金の資産
として、速やかに、個人別管理資産
を行ふものとする。
条の六の厚生労働省令で定める行

—

に基づく事業譲渡等に相当する行為を下令するに當該実施事業所の事業主に使用される企業型年金加入者又は当該共済契約者に使用される被共済者（中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者をいう。）に係る労働契約に関する権利義務の承継が行われる場合に限る。次号において同じ。）に係る契約を締結するもの

一 当該実施事業所の事業主が当該実施事業所の事業主が定める行為による場合 次のイからハまでに定める行為

イ 本合計金支払日後四ヶ月

の日である」ととて
第一章 国人別

各の個人別管理資産の移換の執行の六に規定する合併等を行ふに規定する日（次項で規定する日）と/or）までの間に災害その他やむを得ない理由による場合として厚生労働大臣が定める日までに規定する厚生労働省令でこの規定により延長される申請の理由のやんだ日から前項の理由のやんだ日から生労働大臣が定める日まで

（規約の承認の申請 第二節 個人

（一）五条第一項の規定による場合の個人別管理資産の移換の申立ての六に規定する合併等を行なう日を以て一年を経過する日（次項で「一日」という）までの間にに行なわれる災害その他やむを得ない理由による場合として厚生労働大臣が定める日まである。

人型年金に係る規約

第三十一条の三

に対し、当該企業型年金の企業型
であった者に係る次に掲げる事項
の四第一項の規定による個人別
換の申出にあっては、第五号に掲
く。)を記載し、又は記録した書
記録媒体を提出し、又はこれらの
報処理組織を使用する方法により
とする。

別、生年月日及び基礎年金番号
理資産の額、その算定の基礎とな
びに当該期間の開始月及び終了月
金加入者であつた者が負担した掛
合にあつては、当該負担した掛け
相当する額

金加入者の資格の喪失の年月日
型年金を実施している事業主又は
た事業主の名称

業年金、企業年金連合会又は退職
人別管理資産の移換に係る申出方

100

職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第
二十三号）第六十九条の九第二項の規定による
企業型年金の資産管理機関への個人別管理資産
の総額を機構が指定する預金口座へ振り込む旨
の指示があつたときは、当該企業型年金の資産
管理機関に対して、速やかに、個人別管理資産
の移換の指示を行うものとする。
(法第五十四条の六の厚生労働省令で定める行
令で定める行為は、次の各号に掲げる場合の区分
に応じ、当該各号に定める行為とする。
一 当該実施事業所の事業主が中小企業退職金
共済法第二条第三項に規定する退職金共済契
約の当事者である事業主（以下この条において「
共済契約者」という。）でない場合 次
のイから八までに定める行為
イ 共済契約者（中小企業退職金共済法第三
十一条の四第一項の規定による申出をしよ
うとする者を除き、当該共済契約者が実施
事業所の事業主である場合であつて、法第
五十四条の六の規定による申出ができる者
となるときは、同条の規定による申出をす
る者に限る。以下この号において同じ。）

に基づく事業譲渡等に相当する行為を今後行なうに當該実施事業所の事業主に使用される企業型年金加入者又は当該共済契約者に使用される被共済者（中小企業退職金共済制度第二条第七項に規定する被共済者をいう。）に係る労働契約に関する権利義務の承継が行われる場合に限る。次号において同じ。）に係る契約を締結するもの。当該実施事業所の事業主が共済契約者である場合（次のイからハまでに定める行為第一号に規定する実施事業所を含む。以下この号において同じ。）の事業主でない共済契約者（中小企業退職金共済法第三十二条の四第一項の規定による申出をしようとする者を除く。以下この号において「相手方共済契約者」という。）又は共済契約考査でない実施事業所の事業主（企業型年金を実施している場合であつて、法第五十四条の六の規定による申出ができる者となるときは、同条の規定による申出をする者に限る。以下この号において「相手方実施事業所事業主」という。）との会社法第二条第百二十七号に規定する吸収合併

ロ 相手方共済契約者は相手方実施事業所事業主との会社法第一条第二十八号に規定する新設合併

11

に基づく事業譲渡等に相当する行為を今後も企業型年金加入者又は当該共済契約者に使用される被共済者（中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者をいう。）に係る労働契約に関する権利義務の承継が行われる場合に限る。次号において同じ。）に係る契約を締結するもの

一 当該実施事業所の事業主が共済契約者である場合 次のイからへまでに定める行為

イ 実施事業所（確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所を含む。以下この号において同じ。）の事業主でない丶共済契約者（中小企業退職金共済法第三十二条の四第一項の規定による申出をしようとする者を除く。以下この号において「相手方共済契約者」という。）又は共済契約者でない実施事業所の事業主（企業型年金を実施している場合であつて、法第五十四条の六の規定による申出ができる者となるときは、同条の規定による申出をする者に限る。以下この号において「相手方実施事業所事業主」という。）との会社法第二条第二十七号に規定する吸収合併

ロ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主との会社法第二条第二十八号に規定する新設合併

ハ 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの

二 会社法第二条第二十九号に規定する吸収

に基づく事業譲渡等に相当する行為を今後行なうに當該実施事業所の事業主が使用される企業型年金加入者又は当該共済契約者に使用される被共済者（中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者をいう。）に係る労働契約に関する権利義務の承継が行われる場合に限る。次号において同じ。）、に係る契約を締結するもの。

当該実施事業所の事業主が共済契約者である場合、次のイから八までに定める行為

イ 実施事業所（確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所を含む。以下この号において同じ。）の事業主でない共済契約者（中小企業退職金共済法第三十二条の四第一項の規定による申出をしようとする者を除く。以下この号において「相手方共済契約者」という。）又は共済契約者でない実施事業所の事業主（企業型年金を実施している場合であつて、法第五十四条の六の規定による申出ができる者となるときは、同条の規定による申出をする者に限る。以下この号において「相手方実施事業所事業主」という。）との会社法第二条第二十七号に規定する吸収合併

ロ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主との会社法第一条第二十八号に規定する新設合併

ハ 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主からのその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの。

に基づく事業譲渡等に相当する行為を今後行なうに當該実施事業所の事業主に使用される企業型年金加入者又は當該共済契約者に使用される被共済者（中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者をいう。）に係る労働契約に関する権利義務の承継が行われる場合に限る。次号において同じ。）に係る契約を締結するもの

当該実施事業所の事業主が共済契約者である場合 次のイからハまでに定める行為

イ 実施事業所（確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所を含む。以下この号において同じ。）の事業主でない両当事者（中小企業退職金共済法第三十二条の四第一項の規定による申出をしようとする者を除く。以下この号において「相手方共済契約者」という。）又は共済契約者でない実施事業所の事業主（企業型年金法第五十四条の六の規定による申出ができる者となるときは、同条の規定による申出をする者に限る。以下この号において「相手方実施事業所事業主」という。）との会社法第二条第一号に規定する吸収合併

ロ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主との会社法第二条第二十八号に規定する新設合併

ハ 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、當該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主にその事業に関する有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの

一 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、當該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と共同して行う会社法第二条第三十号に規定する新設分割

に基づく事業譲渡等に相当する行為を今までに実施した事業所の事業主が使用される場合、当該実施事業所の事業主が使用される被共済者（中小企業退職金共済法第三十二条第七項に規定する被共済者をいう。）に係る労働契約に関する権利義務の承継が行われる場合に限る。次号において同じ。但し、当該実施事業所の事業主が共済契約者である場合、次のイからハまでに定める行為に係る契約を締結するもの。

イ 実施事業所（確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所を含む。以下この号において同じ。）の事業主でない且つ、当該実施事業所の事業主（企業型年金を実施している場合であつて、法第五十四条の六の規定による申出ができる者となるときは、同条の規定による申出をする者に限る。以下この号において「相手方共済契約者」という。）又は共済契約者でない実施事業所の事業主（企業型年金を実施している場合であつて、法第五十四条の六の規定による申出ができる者となるときは、同条の規定による申出をする者に限る。以下この号において「相手方実施事業所事業主」という。）との会社法第二条第二十九号に規定する新設合併

ハ 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が、相手方共済契約者は相手方実施事業所の事業主にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの。

二 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が相手方共済契約者は相手方実施事業所の事業主からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの。

ホ 相手方共済契約者は相手方実施事業所の事業主と共にして行う会社法第二条第三十号に規定する新設分割

ヘ 相手方共済契約者は相手方実施事業所の事業主と会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等に係る契約を締結するもの。

(三)

三

に基づく事業譲渡等に相当する行為を今後も行なうことを企団の事業主が使用される場合、当該実施事業所の事業主が使用される企業型年金加入者は当該共済契約者に使用される被共済者（中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者をいう。）に係る労働契約に関する権利義務の承継が行われる場合に限る。次号において同じ。）、に係る契約を締結するもの。

イ 当該実施事業所の事業主が共済契約者である場合 次のイから八までに定める行為

イ 実施事業所（確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所を含む。以下この号において「事業主でない共済契約者（中小企業退職金共済法第三十二条の四第一項の規定による申出をしようとする者を除く。以下この号において「相手方共済契約者」という。）又は共済契約者でない実施事業所の事業主（企業型年金を実施している場合であつて、法第五十四条の六の規定による申出ができる者となるときは、同条の規定による申出をする者に限る。以下この号において「相手方実施事業所事業主」という。）との会社法第二条第二十九号に規定する新設合併

ハ 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの

二 会社法第二十九号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの

ホ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と共同して行う会社法第二条第三十号に規定する新設分割

ヘ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と会社法第四百六十八条第一項に規定する事業譲渡等に係る契約を締結するもの

退職金共済契約の被共済者となつた者の個人管理資産の移換の申出期限日を延長できる場合の

第二

に基づく事業譲渡等に相当する行為を今後も、当該実施事業所の事業主に使用される企業型年金加入者又は当該共済契約者に使用される被共済者（中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者をいう。）に係る労働契約に関する権利義務の承継が行われる場合に限る。次号において同じ。）に係る契約を締結するもの。

一 当該実施事業所の事業主が共済契約者である場合 次のイから今までに定める行為

イ 実施事業所（確定給付企業年金法第四条第一号に規定する実施事業所を含む。以下この号において同じ。）の事業主でない且つ、当該契約者（中小企業退職金共済法第三十二条の四第一項の規定による申出をしようとするとする者を除く。以下この号において「相手方共済契約者」という。）又は共済契約者でない実施事業所の事業主（企業型年金を実施している場合であつて、法第五十四条の六の規定による申出ができる者となるときは、同条の規定による申出をする者に限る。以下この号において「相手方実施事業所事業主」といふ。）との会社法第二条第二十七号に規定する吸収合併

ロ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主との会社法第一条第二十八号に規定する新設合併

ハ 会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主にその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させるもの

二 会社法第一条第二十九号に規定する吸収分割により、当該実施事業所の事業主が相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継するもの

ホ 相手方共済契約者又は相手方実施事業所事業主と共同して行う会社法第二条第三十号に規定する新設分割

ヘ 相手方共済契約の被共済者となつた者の個人管理資産の移換の申出期限日を延長できる規定する事業譲渡等に係る契約を締結するもの

載した通知書を当該者に交付しなければならない。

一 個人型年金規約の内容
 二 当該者の氏名、性別、住所及び生年月日
 三 当該者に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関の名称及びその連絡先
 四 当該者に係る運用関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関の名称及びその連絡先
 五 個人型年金加入者等の資格を取得した年月日
 六 個人型年金加入者掛金の納付を開始する年月日

2 連合会は、第三十九条第一項又は前条第二項の申出書を提出した者が個人型年金加入者等となることができる者であるときは、その理由を記載した不該当通知書を当該者に交付しなければならない。
 (指定確定拠出年金運営管理機関の指定)

第四十二条 法第六十五条の規定による指定は、第三十九条第一項又は第四十条第二項の申出書に自己に係る運営管理業務を行う確定拠出年金運営管理機関の名称及びその登録番号を記載することによって行うものとする。

2 法第六十五条の規定による指定の変更是、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 変更前及び変更後の確定拠出年金運営管理機関の名称及びその登録番号

第四十三条 削除
 (退職所得控除額の控除を行つた者の届出)
 第四十四条 個人型年金加入者(四十一歳以上の者に限る。)は、退職手当等の支払を受けて退職所得控除額の控除を行つたときは、速やかに次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出することによって行うものとする。

一 退職手当等の支払を受けた年月日
 二 退職所得控除額

(第一号加入者の届出)

第四十五条 第二号加入者(個人型年金加入者であつて、法第六十二条第一項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。)は、第三十九条第一項第五号ニ(1)から(6)までに掲げるいずれかの資格を取得したとき又は喪失したときは、

個人型年金規約で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

二 取得し、又は喪失した資格の名称
 三 当該資格を取得し、又は喪失した年月日

2 第二号加入者は、国民年金法附則第三条の規定により読み替えられた同法第七条第一項第二号に規定する年齢に達した後においても、引き続き個人型年金加入者掛金を拠出しようとするときは、個人型年金規約で定めるところにより、あらかじめ、その旨を記載した申出書を連合会に提出するものとする。

3 前項の申出書には、当該申出書を提出した者が厚生年金保険法附則第四条の三第一項に規定する政令で定める給付の受給権を有しないことを証する書類を添付しなければならない。

(個人型年金加入者の資格喪失の届出)

第四十六条 個人型年金加入者は、個人型年金規約で定めるところにより、その資格を喪失したとき(個人型年金運用指図者となり、又は死亡した場合を除く。)は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 個人型年金加入者の資格を喪失したこととなつた事由

(個人型年金加入者の氏名変更の届出等)

第四十七条 個人型年金加入者は、その氏名又は住所に変更があったときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 氏名(氏名の変更については、変更前及び変更後の氏名、性別、住所(住所の変更にあっては、変更前及び変更後の住所)、生年月日及び基礎年金番号

二 氏名又は住所の変更の年月日

(個人型年金加入者の被保険者資格の種別変更の届出)

第四十八条 第二号被保険者(国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者をいいう。以下同じ。)は、第三号被保険者(同項第三条に規定する第三号被保険者をいう。以下同じ。)又は同法附則第五条第一項の規定による被保険者を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 第一項第一号から第五号までに掲げる事項

二 六十歳以上の者にあつては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨

者(同項第一号に掲げる者を除く。以下同じ。)である個人型年金加入者は、第一号被保険者(同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 資格の種別の変更の年月日

三 個人型年金加入者掛金の額を変更する場合にあつては、変更の年月日並びに変更前及び変更後の拠出期間の個人型年金加入者掛け金の額

四 国民年金基金の加入員にあつては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛け金の額

五 付加保険料を納付する者として機構に申し出た場合にあつては、その旨

六 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2 第一号被保険者、第三号被保険者又は国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金加入者は、第二号被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項

二 掛金納付の方法

3 六十歳以上の者にあつては、法第六十二条第二項各号に該当しない旨

4 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2 第二号被保険者、第三号被保険者又は国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金加入者は、第三号被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 前項第一号に掲げる事項

2 前号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

3 第一号被保険者、第二号被保険者又は第三号被保険者である個人型年金加入者は、国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 第一項第一号から第五号までに掲げる事項

2 六十歳以上の者にあつては、法第六十二

二 条第二項各号に該当しない旨

者(同項第一号に掲げる者を除く。以下同じ。)には、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

二 付加保険料を納付しようとする者又は付加保険料を納付することを終了しようとする者として機構に申し出たときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 第二号被保険者である個人型年金運用指図者

三 前号イ、ロ及びホに掲げる事項

4 第二号被保険者、第二号被保険者又は第三号被保険者である個人型年金加入者は、国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者となつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 第一項第一号から第五号までに掲げる事項

2 六十歳以上の者にあつては、法第六十二

二 条第二項各号に該当しない旨

者(同項第一号に掲げる者を除く。以下同じ。)には、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

二 付加保険料を納付しようとする者として機構に申し出たときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 第二号被保険者である個人型年金運用指図者

三 前号イ、ロ及びホに掲げる事項

4 第二号被保険者、第二号被保険者又は第三号被保険者である個人型年金加入者は、国民年金

三 第三号被保険者である個人型年金運用指図者	四 国民年金法附則第五条第一項の規定による被保険者である個人型年金運用指図者
イ 第一号イ、ロ及びホに掲げる事項	イ 第一号イからホまでに掲げる事項
ロ ハイに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項	ロ 六十歳以上の者にあつては、法第六十二
条第二項各号に該当しない旨	条第二項各号に該当しない旨
ハイ及びロに掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項	ハイ及びロに掲げる書類を添付しなければならない。
前項の申出書(同項第二号に係るものに限る。)には、第三十九条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。	(退職所得控除額の控除を行つた者の届出)
第五十三条 個人型年金運用指図者(四十一歳以上者に限る。)は、退職手当等の支払を受けた退職所得控除額の控除を行つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。	第五十三条 個人型年金運用指図者(四十一歳以上者に限る。)は、退職手当等の支払を受けた退職所得控除額の控除を行つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
一 退職手当等の種類	一 退職手当等の種類
二 退職手当等の支払を受けた年月日	二 退職手当等の支払を受けた年月日
三 退職所得控除額	三 退職所得控除額
四 勤続期間	四 勤続期間
(個人型年金運用指図者の氏名変更の届出等)	(個人型年金運用指図者の氏名変更の届出等)
第五十四条 個人型年金運用指図者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。	第五十四条 個人型年金運用指図者は、その氏名又は住所に変更があつたときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。
第五十五条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	第五十五条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 個人型年金加入者等の性別、生年月日及び基礎年金番号	一 個人型年金加入者等の性別、生年月日及び基礎年金番号
二 氏名又は住所の変更の年月日	二 氏名又は住所の変更の年月日
(個人型年金加入者等原簿)	(個人型年金加入者等原簿)

五 個人型年金加入者が付加保険料を納付する者となることを機構に申し出た者であるときは、その旨及び納付を開始し、又は終了した年月日	六 企業型年金加入者であつた者(個人型年金加入者等を除き、個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)の氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号並びに当該企業型年金加入者の資格を喪失した年月日及び連合会に資産が移換された年月日
事項	八 第七十一条第四項の規定により提供された記録の内容
	九 第七十二条の二並びに令第四十五条の六において読み替えて準用する法第二十五条の二の規定により個人型年金加入者等が指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行つたものとみなされたことがあるときは、当該指定運用方法の内容及び当該運用の指図を行つたものとみなされた年月日
	十 法第七十三条において準用する法第二十七条第一項の規定により個人型記録関連運営管理機関が個人型年金加入者等に通知した個人別管理資産額、運用の指図が行われていない個人別管理資産の額及び運用の指図に関する運用の契約ごとの持分に相当する額
	十一 法第七十四条の四第二項の規定により確定給付金加入者等を除き、個人型年金に個人別管理資産の移換並びに中小事業主掛金の額及びこれらの中事業主掛金の実績並びに中小事業主掛金を拠出した者の名称

四 過去に拠出された拠出期間ごとの個人型年金加入者等を除き、個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)の氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号並びに当該企業型年金加入者の資格の移換を行つた年月日、移換額、当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項	五 個人型年金加入者等が行つた運用の指図の内容(運用の指図の変更の内容を含む。)及び当該運用の指図を行つた年月日(運用の指図の変更を行つたときは、その変更を行つた年月日)
	六 企業型年金加入者であつた者(個人型年金加入者等を除き、個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)の氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号並びに当該企業型年金加入者の資格を喪失した年月日及び連合会に資産が移換された年月日
	七 個人型年金加入者等の個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金に関する事項(掛け金納付の方法を含む。)
	八 第七十一条第四項の規定により提供された記録の内容
	九 第七十二条の二並びに令第四十五条の六において読み替えて準用する法第二十五条の二の規定により個人型年金加入者等が指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行つたものとみなされたことがあるときは、当該指定運用方法の内容及び当該運用の指図を行つたものとみなされた年月日
	十 法第七十三条において準用する法第二十七条第一項の規定により個人型記録関連運営管理機関が個人型年金加入者等に通知した個人別管理資産額、運用の指図が行われていない個人別管理資産の額及び運用の指図に関する運用の契約ごとの持分に相当する額
	十一 法第七十四条の四第二項の規定により確定給付金加入者等を除き、個人型年金に個人別管理資産の移換並びに中小事業主掛金の額及びこれらの中事業主掛金の実績並びに中小事業主掛金を拠出した者の名称

一 個人型年金加入者の厚生年金保険又は国民年金の被保険者資格の種別	二 個人型年金加入者の資格の取得及び喪失の年月日及び基礎年金番号
三 個人型年金加入者の資格の取得及び喪失の年月日又は個人型年金運用指図者の資格の取得及び喪失の年月日	三 法第四章の規定により他の企業型年金又は個人型年金から個人別管理資産の移換が行われたことがあるときは、当該企業型年金又は個人型年金を実施する者の名称、住所並びにそれらの資格の取得及び喪失の年月日並びに当該資産の移換が行われた年月日、移換額、企業年金若しくは企業年金連合会から脱退一時金相当額等又は残余財産の移換が行われたことがあるときは、脱退一時金相当額等又は
四 個人型年金加入者が国民年金基金の加入員である場合にあつては、その旨及び資格の取得及び喪失の年月日	五 個人型年金加入者が付加保険料を納付する者となることを機構に申し出た者であるときは、その旨及び納付を開始し、又は終了した年月日
六 企業型年金加入者であつた者(個人型年金加入者等を除き、個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)の氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号並びに当該企業型年金加入者の資格を喪失した年月日及び連合会に資産が移換された年月日	六 企業型年金加入者であつた者(個人型年金加入者等を除き、個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。)の氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号並びに当該企業型年金加入者の資格を喪失した年月日及び連合会に資産が移換された年月日
七 個人型年金加入者等の個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金に関する事項(掛け金納付の方法を含む。)	七 個人型年金加入者等の個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金に関する事項(掛け金納付の方法を含む。)
八 第七十一条第四項の規定により提供された記録の内容	八 第七十一条第四項の規定により提供された記録の内容
九 第七十二条の二並びに令第四十五条の六において読み替えて準用する法第二十五条の二の規定により個人型年金加入者等が指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行つたものとみなされた年月日	九 第七十二条の二並びに令第四十五条の六において読み替えて準用する法第二十五条の二の規定により個人型年金加入者等が指定運用方法を運用の方法とする運用の指図を行つたものとみなされた年月日
十 法第七十三条において準用する法第二十七条第一項の規定により個人型記録関連運営管理機関が個人型年金加入者等に通知した個人別管理資産額、運用の指図が行われていない個人別管理資産の額及び運用の指図に関する運用の契約ごとの持分に相当する額	十 法第七十三条において準用する法第二十七条第一項の規定により個人型記録関連運営管理機関が個人型年金加入者等に通知した個人別管理資産額、運用の指図が行われていない個人別管理資産の額及び運用の指図に関する運用の契約ごとの持分に相当する額
十一 法第七十四条の四第二項の規定により確定給付金加入者等を除き、個人型年金に個人別管理資産の移換並びに中小事業主掛金の額及びこれらの中事業主掛金の実績並びに中小事業主掛金を拠出した者の名称	十一 法第七十四条の四第二項の規定により確定給付金加入者等を除き、個人型年金に個人別管理資産の移換並びに中小事業主掛金の額及びこれらの中事業主掛金の実績並びに中小事業主掛金を拠出した者の名称

三 閑に前項各号に掲げる事項を記録した書類を引き渡した日から起算して十年を経過した日から起算して十年を経過した日まで保存するものとする。

4 個人型記録関連運営管理機関は、個人型年金加入者等帳簿に記録された事項のうち第一項第五号に掲げる事項については、少なくとも、同号の運用の指図を行つた日（運用の指図の変更を行つたときは、その変更を行つた日。）から起算して十年を経過した日と前項各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める日のいずれか早い日まで保存するものとする。

5 前項の規定は、個人型年金加入者等原簿に記録された事項のうち第一項第五号の二に掲げる事項の保存について準用する。この場合において、前項中「行つた日（運用の指図の変更を行つたときは、その変更を行つた日。）」とあるのは、「行つたものとみなされた日」と読み替えるものとする。

6 個人型年金加入者等帳簿の内容が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして備え置かれるときは、当該記録の備置きをもつて法第六十七条第二項の書類の備置きに代えることができる。この場合において、個人型記録関連運営管理機関は、当該記録が滅失し、又は損傷することを防止するためには必要な措置を講じなければならない。（記録のみ有する者に係る記録の管理）

産を移換した後も引き続き個人型年金加入者であることの申出を除く。)を含み、法第三十三条第三項(法第七十三条において準用する場合を含む。)の規定による老齢給付金の支給、法第三十七条第三項(法第七十三条において準用する場合を含む。)の規定による障害給付金の支給及び法第四十条(法第七十三条において準用する場合を含む。)の規定による死亡一時金の支給並びに法附則第二条の二第二項又は第三条第二項の規定による脱退一時金の支給により個人別管理資産がなくなった場合を除く。以下この条において「記録のみ有する者」という。)が個人型年金の個人型年金加入者等の資格を取得した場合における当該記録のみ有する者に係る通算加入者等期間に関する事項の記録は、当該記録のみ有する者が、連合会又は個人型記録関連運営管理機関に対し、当該記録の管理を申し出ることにより行うものとする。

一　企業型年金の企業型年金加入者等であった者

二　個人型年金の個人型年金加入者等であった者

三　連合会移換者

2　連合会又は個人型記録関連運営管理機関は、前項の規定により同項各号に掲げる者に係る第十五条第一項各号又は前条第一項各号に掲げる事項の記録が個人型記録関連運営管理機関で管理されることとなつたときは、その旨を当該記録のみ有する者に通知しなければならない。

3　第一項各号に掲げる者が同項の規定により記録の管理を申し出る場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を連合会又は個人型記録関連運営管理機関に提出するものとする。

一　第一項第一号に掲げる者が同項の申出を行ふ場合　当該企業型年金を実施する事業主及び企業型記録関連運営管理機関等の名称及び住所

二　第一項第二号に掲げる者が同項の申出を行ふ場合　連合会移換者である旨

第一項に規定する場合においては、企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等、個人型管理機関の名称及び住所(当該個人型記録関連運営管理機関がないときは、その旨)

三　第一項第三号に掲げる者が同項の申出を行ふ場合

定運管管理機関は、個人型年金の個人型記録閲連運管管理機関に通知するものとする。

5 連合会は、第一項の記録の管理に関する事項について、個人型年金の個人型年金加入者等に明示しなければならない。

6 業企業型年金の企業型記録閲連運管管理機関等、連合会並びに個人型年金の個人型年金加入者等に、当該資格を取得した者の第十五条第一項各号又は前条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型記録閲連運管管理機関に通知するものとする。

（中小事業主掛金の拠出に係る同意を得るべき過半数代表者の要件）

第五十六条の三 第二条の規定は、法第六十八条の二第一項及び令第三十五条の二第二項に規定する第一号厚生年金被保険者（第五十六条の六第二項第四号において「第一号厚生年金被保険者」という。）の過半数を代表するものについて準用する。

（中小事業主掛金の拠出の対象となる者の同意を得なければならぬ）

（個人型年金加入者への中小事業主掛金に係る通知）

第五十六条の五 中小事業主は、その使用する第一号厚生年金被保険者である個人型年金加入者の中小事業主掛金の額を決定したときは、速やかに、次に掲げる事項を当該個人型年金加入者に通知しなければならない。

一 中小事業主掛金の拠出を開始する年月

二 その拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金の額

（中小事業主掛金の額の変更年月日）

一 中小事業主掛金の額の変更年月日

二 変更前及び変更後のその拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金の額

三 中小事業主掛金の額を変更した理由
　　中小事業主は、その使用する第一号厚生年金保険者である個人型年金加入者の中小事業主掛金を拠出しないこととなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を当該個人型年金加入者に通知しなければならない。

一 中小事業主掛金の拠出を終了する年月日
二 中小事業主掛金を拠出しないこととなつた理由
(厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る届出)
第五十六条の六 法第六十八条の二第六項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 中小事業主掛金の拠出を開始する年月
二 その拠出の対象となる者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号
三 その拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金の額
四 中小事業主掛金の拠出の対象となる者について一定の資格を定める場合にあつては、その拠出の対象となる者の範囲
五 前各号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項
中小事業主は、法第六十八条の二第六項の規定による届出をするときは、その名称、住所及び前項各号に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。
一 様式第十号により作成した書類
二 様式第十一号により作成した書類
三 前項第四号に規定する場合にあつては、様式第十二号により作成した書類
四 その使用する第一号厚生年金保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第十五号、当該第一号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第十六号により作成した書類
五 前各号に掲げるもののほか、届出に当たつて必要な書類として個人型年金規約で定める書類
六 中小事業主は、中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、毎年一回、個人型年金規約で定めるところにより、前項第一号に掲げる書類を厚生労働大臣及び連合会に届け出なければならない。

つては、当該一とあるのは「個人型年金に個人別管理資産がある者が」と、「企業型年金加入者の」とあるのは「個人型年金加入者」と読み替えるものとする。

（指定運用方法に係る特定期間の起算日に関する連合会の委託する事務）

第五十九条の二 法第七十三条、第七十四条の三及び第八十二条の二並びに令第四十五条の六において読み替えて準用する法第二十五条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める事務は、第三十七条第一項第二号に掲げる事務とする。

（連合会のその他の行為準則）

第六十条 法第七十三条において準用する法第四十三条第三項第二号の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

一 運用関連業務を委託した確定拠出年金運営管理機関に、個人型年金加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと又は行わないことを勧めさせること。

二 個人型年金加入者等に、特定の運用の方法について指図を行うこと又は行わないことを勧めること。

三 個人型年金加入者等に、当該個人型年金加入者等に対し提示されること。

四 個人型年金加入者等に、運用の指図を連合会又は個人型年金加入者等以外の第三者に委託することを勧めること。

五 個人型年金加入者等に、当該個人型年金加入者等に係る運営管理業務を行う確定拠出年金運営機関として特定のものを指定し、又はその指定を変更することを勧めること。

六 個人型年金加入者等の個人に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じていること。

（個人型年金加入者を使用する事業主への書類の提出の請求）

第六十一条 連合会は、厚生年金適用事業所に使用される者が当該厚生年金適用事業所において初めて法第七十条第二項の規定による納付の申出をしたときは、当該厚生年金適用事業所の事業主に対し、次に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

一 厚生年金適用事業所の事業主の名称及び住所並びに連絡先

二 当該事業主に係る個人型年金加入者掛金の収納に関する事務を取り扱う金融機関の名称

及びその預金口座の口座番号並びに当該金融機関に対する届出印（連合会への情報の提供）

第六十二条の二 事業主は、個人型年金規約の定めるところにより、毎月末日現在における次に掲げる企業型年金加入者に関する情報を当該月の翌月末日から起算して二営業日以内に、企業年金連合会を経由して連合会に通知しなければならない。

（連合会の基礎年金番号、性別及び生年月日）

第六十三条 法第七十三条において準用する法第四十三条第三項第二号の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

一 基礎年金番号、性別及び生年月日

二 実施事業所の名称

三 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出の状況

四 当該企業型年金加入者が他制度加入者に該当する場合にあっては、他制度掛金相当額

五 令第三十四条の二第一号に規定する企業型年金加入者への該当の有無

六 前各号に掲げるもののほか、当該企業型年金加入者に係る個人型年金加入者掛金の額が法第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることを確認するために必要な情報（連合会が必要と認めるものに限る。）

七 事業主は、法第七条第一項の規定により記録関連業務を委託している場合には、前項の規定による通知を委託を受けた企業型記録関連運営管理機関及び企業年金連合会の順に経由して行うものとする。

（確定給付企業年金の事業主等は、個人型年金規約の定めるところにより、毎月末日現在における次に掲げる確定給付企業年金の加入者に関する情報を当該月の翌月末日までに、企業年金連合会を経由して連合会に通知しなければならない。）

一 基礎年金番号、性別及び生年月日

二 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所又は当該厚生年金適用事業所の事業主の名称

三 他制度掛金相当額（当該石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員に係る他制度掛金相当額に限る。）

四 前各号に掲げるもののほか、当該石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員に係る個人型年金加入者掛金の額が法第六十九条に規定する拠出限度額の範囲内であることを確認するために必要な情報（連合会が必要と認めるものに限る。）

五 令第三十四条の二第一号に規定する企業型年金加入者への該当の有無

六 第一項、第三項及び前項の規定による通知は、電磁的方法により行うものとする。

（法の規定により連合会の業務が行われる場合等における国民年金基金規則等の適用）

第六十二条 法の規定により連合会の業務が行われる場合には、国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令第二条第一項中「及び業務経理」とあるのは、「業務経理、確定拠出年金事務経理及び確定拠出年金運営管理業務経理」と、同条第二項中「その他の取引を経理」とあるのは、「その他の取引（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十一条各号に掲げる事務及び同法第二条第七項に規定する運営管理業務に係る取引を除く。）を経理」と、同条第二項の項中「又は業務経理」とあるのは、「業務経理又は確定拠出年金事業経理」と、同表第二項下欄中「業務経理は」とあるのは、「業務経理及び確定拠出年金事業経理」とあるのは、「業務経理は、その他の取引を経理」と、同表第二条第二項の項中欄中「業務経理は」とあるのは、「業務経理は、その他の取引を除く。」を経理

る加入者等をいう。）に関する情報の管理に係る業務を同法第九十三条に規定する法人に委託している場合には、前項の規定による通知を当該法人及び企業年金連合会の順に経由して行うものとする。

（石炭鉱業年金基金は、個人型年金規約の定めるところにより、毎月末日現在における次に掲げる石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員に関する情報を当該月の翌月末日までに、企業年金連合会を経由して連合会に通知しなければならない。）

（連合会の基礎年金番号、性別及び生年月日）

第六十四条 法第七十七条第一項又は法第八十条第一項の規定により国民年金基金の業務が行われる場合には、国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令第二条第一項中「及び業務経理」とあるのは、「業務経理、確定拠出年金事務経理及び確定拠出年金運営管理業務経理」と、同条第二項中「その他の取引を経理」とあるのは、「その他の取引（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十一条各号に掲げる事務及び同法第二条第七項に規定する運営管理業務に係る取引を除く。）を経理」と、同条第二項の項中「又は業務経理」とあるのは、「業務経理又は確定拠出年金事業経理」と、同表第二項下欄中「業務経理は」とあるのは、「業務経理、その他の取引を経理」と、同表第二条第二項の項中欄中「業務経理は」とあるのは、「業務経理は、その他の取引を除く。」を経理

（企業型年金加入者となつた者の個人別管理資産の移換に係る申出等）

第六十五条 法第八十条第一項第一項各号に掲げる者が、当該各号に定める事項を記載した届出書

（企業型年金の企業型記録関連運営管理機関を甲企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に提出するものとする。）

一 法第八十条第一項第一号に掲げる者が同項の規定による申出を行う場合

乙企業型年金

び第五十六条第一項第十二号の規定は、平成三十年一月一日以後に行われる法第五十四条（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む）の規定による資産の移換又は法第五十四条の二（同項及び同法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第七十四条の二（同法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による脱退一時金相当額等の移換について適用する。

（加入者等への通知事項に係る経過措置）

第三条 改正後確定拠出年金法施行規則第二十一条第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

（老齢給付金の裁定の請求等に係る経過措置）

第四条 改正後確定拠出年金法施行規則第二十二条の二第三項及び第四項の規定（改正後確定拠出年金法施行規則第五十九条において準用する場合を含む。）は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、企業型年金加入者であつた者（二以上の記録関連運営管理機関等（企業型記録関連運営管理機関等又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。）又は連合会において法第三十三条第一項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間を有する者であつて、同項各号に掲げるもののうち、当該請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等が有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満であるものに限る。以下この条において同じ。）は、老齢給付金の支給を請求する企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会が発行した加入者等期間証明書を、老齢給付金の支給を請求する企業型記録関連運営管理機関等に提出するものとする。

前項の加入者等期間証明書には、次の各号に掲げる当該老齢給付金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会が発行する場合に応じ、当該各号に掲げる事項を記載するものとす

(加入者等への通知事項に係る経過措置)
第三条 改正後確定拠出年金法施行規則第二十

規定により読み替えて適用する場合を含む。) 規定による脱退一時金相当額等の移換について適用する。

の規定による資産の移換又は法第五十四条の（同項及び同法附則第三十八条第三項の規定より読み替えて適用する場合を含む。）若しは第七十四条の二（司法附則第五条第三項の

び第五十六条第一項第十二号の規定は、平成十年一月一日以後に行われる第第五十四条（年の金制度の健全性及び信頼性の確保のため厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第三項規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による支当の多寡によらず第一回の

一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業
型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏
名並びに当該者に係る改正後確定拠出年金法
施行規則第十五条第一項第一号、第二号、第三
号（法第四章の規定により個人別管理資產
の移換が行われた他の企業型年金又は個人型
年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に
限る）、第七号、第八号（法附則第二条の二
及び第三条の規定による脱退一時金を支給し
た年月日の部分に限る）、第十一号（資産又
は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月
日、通算加入者等期間に算入された期間並び
に当該算入された期間の開始年月及び終了年
月の部分に限る）及び第十七号に掲げる事
項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録
に関する事項

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人
型記録関連運営管理機関又は運合会 当該請
求者の氏名並びに当該者に係る改正後確定拠
出年金法施行規則第五十六条第一項第一号、
第二号、第三号（法第四章の規定により個人
別管理資産の移換が行われた他の企業型年金
又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月
日の部分に限る）、第七号、第八号（法附則
第二条の二及び第三条の規定による脱退一時
金を支給した年月日の部分に限る）、第十一
号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行
われた年月日、通算加入者等期間に算入され
た期間並びに当該算入された期間の開始年月
及び終了年月の部分に限る）及び第十六号
に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に
必要な記録に関する事項

3 第一項の加入者等期間証明書は、同項の企業
型年金加入者であつた者からの請求に基づき發
行されるものとする。

4 第一項の場合における改正後確定拠出年金法
施行規則第十五条第一項、第二十六条第一項及
び第五十六条第一項の規定の適用については、
改正後確定拠出年金法施行規則第十五条第一項
第十四号中「第二十二条の一第四項の規定によ
り提供された」とあるのは「確定拠出年金法等
の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省
関係省令の整備等及び経過措置に関する省令
(平成二十八年厚生労働省令第百五十九号)。第
二十六条第一項第六号及び第五十六条第一項第
十四号において「平成二十八年改正省令」とい
う。附則第四条第二項に基づき発行された加

一 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人
型記録関連運営管理機関又は運合会 当該請
求者の氏名並びに当該者に係る改正後確定拠
出年金法施行規則第五十六条第一項第一号、
第二号、第三号（法第四章の規定により個人
別管理資産の移換が行われた他の企業型年金
又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月
日の部分に限る。）、第七号、第八号（法附則
第二条の二及び第三条の規定による脱退一時
金を支給した年月日の部分に限る。）、第十一号
(資産又は脱退一時金相当額等の移換が行
われた年月日、通算加入者等期間に算入され
た期間並びに当該算入された期間の開始年月
及び終了年月の部分に限る。) 及び第十六号
に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に
必要な記録に関する事項

一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業
型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏
名並びに当該者に係る改正後確定拠出年金法
施行規則第十五条第一項第一号、第二号、第三
号、法第四章の規定により個人別管理資産
の移換が行われた他の企業型年金又は個人型
年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に
限る)、第七号、第八号(法附則第二条の二
及び第三条の規定による脱退一時金を支給し
た年月日の部分に限る)、第十一号(資産又
は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月
日、通算加入者等期間に算入された期間並び
に当該算入された期間の開始年月及び終了年
月の部分に限る)及び第十七号に掲げる事
項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録
に関する事項

入者等期間証明書」と、第二十六条第一項第六号中「第二十二条の二第四項の規定により提供した記録」とあるのは「平成二十八年改正省令第四項の規定により提供された記録」とあるのは「平成二十八年改正省令附則第四条第三項に基づき発行された加入者等期間証明書」とする。

第一項の場合における個人型年金の給付についての前各項の規定の適用については、第一項中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、「企業型記録関連運営管理機関等が」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関が」と、「企業型記録関連運営管理機関等以外」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関以外」と、「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関等」と、第三項中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、前項中「附則第四条第三項」とあるのは「附則第四条第五項において読み替えられた同条第三項」とする。

(個人型年金加入者の申出に係る経過措置)

第五条 確定拠出年金法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の確定拠出年金法第六十二条第一項の規定により個人型年金加入者となるとする同項各号に掲げる者は、施行日前においても、改正後確定拠出年金法施行規則第三十九条の規定の例により、個人型年金加入者の申出書を提出することができる。この場合において、当該申出書は、施行日において同条の規定により提出されたものとみなす。

(様式に関する経過措置)

第六条 改正後確定拠出年金法施行規則様式第八号は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお前述の例によること。

附 則 (平成二八年一二月二六日厚生労働省令第一八〇号)

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

入者等期間証明書」と、第二十六条第一項第六号中「第二十二条の二第四項の規定により提供した記録」とあるのは「平成二十八年改正省令附則第四条第三項に基づき発行した加入者等期間証明書」と、第五十六条第一項第十四号中「第五十九条において準用する第二十二条の二第四項の規定により提供された記録」とあるのは「平成二十八年改正省令附則第四条第三項に基づき発行された加入者等期間証明書」とする。

第一項の場合における個人型年金の給付についての前各項の規定の適用については、第一項中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、「企業型記録関連運営管理機関等」があるのは「個人型記録関連運営管理機関等」と、「企業型記録関連運営管理機関等以外」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関以外」と、「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関等」と、第三項中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、前項中「附則第四条第三項」とあるのは「附則第四条第五項において読み替えられた同条第三項」とする。

(個人型年金加入者の申出に係る経過措置)

第五条 確定拠出年金法等の一部を改正する法律

第二条の規定による改正後の確定拠出年金法第六十二条第一項の規定により個人型年金加入者となるうとする同項各号に掲げる者は、施行日前においても、改正後確定拠出年金法施行規則第三十九条の規定の例により、個人型年金加入者の申出書を提出することができる。この場合において、当該申出書は、施行日において同条の規定により提出されたものとみなす。

(様式に関する経過措置)

第六条 改正後確定拠出年金法施行規則様式第八号は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例によることとする。

附 則 (平成二九年三月二八日厚生労働省令第二八号)

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月二六日厚生労働省令第一八〇号)

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

2 この省令による改正後の確定拠出年金法施行規則様式第七号及び様式第八号は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年一二月二一日厚生労働省令第一三四四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（個人別管理資産の移換に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際に確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八十三条第一項の規定により同法第二条第十二項に規定する個人別管理資産が同条第五項に規定する連合会に移換された者（個人型年金加入者及び個人型年金運用指団者を除く。）であつて企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得したものに対する第一項の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則（次条において「新規則」という。）第六十三条の三の規定の適用については、同条第一項中「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは、「個人型年金の個人型特定運営管理機関」と、「企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者（以下この条において「企業型資格取得者」という。）」とあるのは、「連合会移換者」と、「企業型資格取得者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した日が属する月の翌月の末日」とあるのは「平成三十年七月三十一日」と、「個人型年金の個人型特定運営管理機関」とあるのは「企業型記録関連運営管理機関等」と、「対し、企業型資格取得者」とあるのは、「対し、連合会移換者」と、「連合会移換者等」と、「個人型特定運営管理機関等」とあるのは、「個人型年金加入者等又は企業型年金加入者等であつた者」と、同条第二項中「個人型特定運営管理機関」とあるのは、「企業型記録関連運営管理機関等」と、「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは、「個人型特定運営管理機関等」とあるのは、「個人型年金加入者等であつた者」と、同条第五項中「企業型資格取得者」とあるのは、「連合会移換者」とあるのは、「企業型年金加入者等又は企業型年金加入者等であつた者」と、「連合会移換者」とあるのは、「企業型年金加入者等であつた者」とあるのは

(様式に関する経過措置)

(様式に関する経過措置)
第三条 新規則様式第七号は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお從前の例による。

附 則（平成三〇年七月一四日厚生労働省令第八九号）
この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和二年一月一八日厚生労働省令第二一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月一八日厚生労働省令第二一三号）

この省令は、令和三年一月一日から施行す

同法第三十一条において同項に規定する退職手当等とみなす一時金を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に支払を受けるべき退職手当等については、なお従前の例による。

第二条の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則第十三条第三項の規定は、施行日以後に支給を受けるべき小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二号)第九条第一項に規定する共済金又は同法第十二条第一項に規定する解約手当金(以下「共済金等」という。)について適用し、施行日前に支給を受けるべき共済金等については、なお従前の例による。

（確定拠出年金法第二条第三項第七号に規定する事業主掛金をいう。以下同じ。）の額（同法第一条第八項に規定する企業型年金加入者が同法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金を拠出する場合については、当該事業主掛金の額に当該企業型年金加入者掛け金を加えた額）が次に掲げる拠出の方針に応じ、それぞれ次に定める額を超過した場合（前号に掲げる場合を除く。）イ 確定拠出年金法施行令第十条の二本文の規定により事業主掛け金を拠出する方法 企業型掛け金拠出単位期間（同条本文に規定する企業型掛け金拠出単位期間をいう。以下同じ。）の月数に二万七千五百円を乗じて得

第一項 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日厚生労働省
令第二〇号）抄

第一條 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）

から施行する。
(様式に関する経過措置)
第二条 二つ目令の施行の祭見こみる二つ目令こ

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則（令和二年九月三〇日厚生労働省
令第一六四号）

この省令は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年十月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月二十五日厚生労働省令第二〇八号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

よる改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和二年一二月二八日厚生労働省令第二二一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一二月二八日厚生労働省令第二二三号）
この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附 則（令和三年六月二三日厚生労働省令第一〇八号）
この省令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附 則（令和三年七月二八日厚生労働省令第一二七号）
(施行期日)
1 この省令は、令和四年三月一日から施行する。ただし、第二十条の二の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この省令による改正後の確定拠出年金法施行規則第二十七条の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

附 則（令和三年九月二七日厚生労働省令第一五九号）
(施行期日)
第一 条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条、第三条、第五条及び第六条の規定
二 第四条及び第七条の規定
（企業型記録関連運営管理機関への通知等に関する経過措置）
一日

同法第三十一条において同項に規定する退職手当等とみなす一時金を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に支払を受けるべき退職手当等については、なお従前の例による。

第二条の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則第十三条第三項の規定は、施行日以後に支給を受けるべき小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二号)第九条第一項に規定する共済金又は同法第十二条第一項に規定する解約手当金(以下「共済金等」という。)について適用し、施行日前に支給を受けるべき共済金等については、なお従前の例による。

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現にある第三条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

間、これを取り繕つて使用することができる。

第一条 この省令は、令和六年十二月一日から施行する（施行期日）。

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条及び附則第三条第一項の規定
四年十月一日
(拠出限度額に関する経過措置)

第二条 確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

附則等の一部を改正する政令の施行に付し、總並措置に関する政令の一部を改正する政令(令和三年政令第二百四十四号)第一号及び附則第四

条において「改正政令」という。) 附則第二項の厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 改正政令附則第二項本文の規定の適用を受ける企業型年金（確定拠出年金法）（平成十三年六月三十日付）

年法律第八十八号)第二条第二項に規定する企業型年金をいう。)を実施している事業主(以下「適用対象事業主」という。)が、同法

第五条第一項の承認を受けて同法第三条第三項第七号に掲げる事項を変更した場合

(確定拠出年金法第二条第三項第七号に規定する事業主掛金をいう。以下同じ。)の額
（同法第一条第八項に規定する企業型年金加入者が同法第三条第二項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛け金を拠出する場合においては、当該事業主掛け金の額に当該企業型年金加入者掛け金の額を加えた額）が次に掲げる拠出の方針に応じ、それぞれ次に定める額を超えた場合（前号に掲げる場合を除く。）
イ 確定拠出年金法施行令第十条の二本文の規定により事業主掛け金を拠出する方法 企
業型掛け金拠出単立規則（同条本文に規定する

人等をいう。次号ハにおいて同じ。)となること。

二 実施事業所が施行日以後新たに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百十五号。次号ニにおいて「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。)第百十七条第三項に規定する設立事業所(次号ニにおいて単に「設立事業所」という。)となること。

三 適用対象事業主が次に掲げる事業主の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に該当した場合

イ この省令の施行の際現に確定給付企業年金を実施している厚生年金適用事業所の事業主 確定給付企業年金法第四条第五号に掲げる事項の変更が効力を有することとなつた場合(当該変更をするに当たり同法第五十八条第一項若しくは第二項又は第六十二条の規定により掛金の額を再計算した場合に限る。)又は確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主でなくなりた場合

ロ この省令の施行の際現に石炭基金会員である事業主 石炭鉱業年金基金法第八条第二項の認可を受けて同条第一項第六号に掲げる事項(年金額、受給資格期間、支給開始年齢その他同法による年金たる給付又是一時金たる給付の支給に関する事項に限り)を変更した場合(当該変更をするに当たり同法第二十一条第三項の規定により掛金の額を再計算した場合に限る。)又は石炭基金会員でなくなった場合

ハ この省令の施行の際現に学校法人等である事業主 学校法人等でなくなった場合

二 この省令の施行の際現に平成二十五年改正附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金の設立事業所の事業主 平成二十五年改正前厚生年金保険法第一百五十五条の認可を受けて同条第一項第八号によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第一百五十五条の認可を受けて同条第一項第八号に規定するものとされた平成二十二年五月一日以後に終了する

四 掲げる事項を変更した場合(平成二十五年改正附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百十五号。次号ニにおいて「平成二十五年改正前厚生年金保険法」といいう。)第百十七条第三項に規定する設立事業所(次号ニにおいて単に「設立事業所」という。)となること。

五 この省令の施行の際現に確定給付企業年金を実施している厚生年金適用事業所の事業主 確定給付企業年金法第四条第五号に掲げる事項の変更されることによって同号に掲げる事項を変更する場合を除き、当該変更をするに当たり公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号)第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十六年政令第七十三号)第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)第三十三条第二項の規定により掛金の額を再計算した場合又は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第二十号)第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則(昭和四十一年厚生省令第三十四号)第三十二条の三の掛け金の額の計算を行つた場合に限る。)又は設立事業所の事業主でなくなった場合

六 適用対象事業主は、前項各号に掲げる場合に該当したときは、速やかに、その旨を確定拠出年金法第十六条第一項に規定する企業型記録連運営管理機関に通知するものとする。ただし、適用対象事業主が同法第二条第七項第一号に規定する記録連運営の全部を行う場合については、この限りでない。

(様式に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則様式第八号

2 前の例による。

七 第二条の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則様式第八号は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

附則(令和五年一〇月六日厚生労働省令第一六五号)

この省令は、国民年金基金令等の一部を改正する政令の施行の日から施行する。

附則(令和六年一月二九日厚生労働省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(令和六年二月二七日厚生労働省令第一二九号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中確定拠出年金法施行規則第十四条第二項の改正規定及び第一条の規定は、公布の日から施行する。

様式第一号(第三条第一項第一号関係)

様式第一号(第二条第一項第一号関係)

年月日	
(事業主)の名	
支拂いの名前及び当該支拂いを代行する者の氏名 又は第一号厚生年金保険者の番号を代行する者の氏名	
同上	
確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金の規定に同意し、あわせて、企業型年金規約の内容及び「厚生年金保険」は、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主)への企業型年金を実施しようとする組合について、その代表者の氏名をもとめ、組合の所在地を管轄する地方厚生局又は地方法務省の名称を記載するものとする。	

(備考)

1. 「第一号厚生年金保険者」とは、法第3条第1項に規定する第一号厚生年金保険者である。
2. 「厚生年金保険」は、事業者が各自を実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主)への企業型年金を実施しようとする組合について、その代表者の氏名をもとめ、組合の所在地を管轄する地方厚生局又は地方法務省の名称を記載するものとする。

様式第二号(第六条第一項第一号関係)

年月日	
(事業主)の名	
支拂いの名前及び当該支拂いを代行する者の氏名 又は第一号厚生年金保険者の番号を代行する者の氏名	
同上	
確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金規約の変更及び 「厚生年金保険」に対する組合の同意書	

(備考)

1. 「第一号厚生年金保険者」とは、法第3条第1項に規定する第一号厚生年金保険者である。
2. 「厚生年金保険」は、事業者が各自を実施しようとする厚生年金適用事業所の事業主(二以上の厚生年金適用事業所の事業主)への企業型年金を実施しようとする組合について、その代表者の氏名をもとめ、組合の所在地を管轄する地方厚生局又は地方法務省の名称を記載するものとする。

被験者属性(性別・年齢)						
性別	年齢	10歳未満	10歳以上	20歳未満	20歳以上	30歳未満
男	10歳未満	100	248.5	34.2	46.3	24.8
女	10歳未満	100	248.5	34.2	46.3	24.8
男	10歳以上	100	248.5	34.2	46.3	24.8
女	10歳以上	100	248.5	34.2	46.3	24.8
男	20歳未満	100	248.5	34.2	46.3	24.8
女	20歳未満	100	248.5	34.2	46.3	24.8
男	20歳以上	100	248.5	34.2	46.3	24.8
女	20歳以上	100	248.5	34.2	46.3	24.8
男	30歳未満	100	248.5	34.2	46.3	24.8
女	30歳未満	100	248.5	34.2	46.3	24.8
男	30歳以上	100	248.5	34.2	46.3	24.8
女	30歳以上	100	248.5	34.2	46.3	24.8
合計	全員	100	248.5	34.2	46.3	24.8
人種						
1. あなたが日本人として認識される						
是	10歳未満	100	248.5	34.2	46.3	24.8
否	10歳未満	100	248.5	34.2	46.3	24.8
是	10歳以上	100	248.5	34.2	46.3	24.8
否	10歳以上	100	248.5	34.2	46.3	24.8
是	20歳未満	100	248.5	34.2	46.3	24.8
否	20歳未満	100	248.5	34.2	46.3	24.8
是	20歳以上	100	248.5	34.2	46.3	24.8
否	20歳以上	100	248.5	34.2	46.3	24.8
是	30歳未満	100	248.5	34.2	46.3	24.8
否	30歳未満	100	248.5	34.2	46.3	24.8
是	30歳以上	100	248.5	34.2	46.3	24.8
否	30歳以上	100	248.5	34.2	46.3	24.8
合計	全員	100	248.5	34.2	46.3	24.8
被験者の年齢層別属性						
年齢層	年齢	10歳未満	10歳以上	20歳未満	20歳以上	30歳未満
全年齢層	全員	100	248.5	34.2	46.3	24.8
10歳未満	10歳未満	100	248.5	34.2	46.3	24.8
10歳未満	10歳以上	100	248.5	34.2	46.3	24.8
10歳以上	10歳未満	100	248.5	34.2	46.3	24.8
10歳以上	10歳以上	100	248.5	34.2	46.3	24.8
20歳未満	10歳未満	100	248.5	34.2	46.3	24.8
20歳未満	10歳以上	100	248.5	34.2	46.3	24.8
20歳以上	10歳未満	100	248.5	34.2	46.3	24.8
20歳以上	10歳以上	100	248.5	34.2	46.3	24.8
30歳未満	10歳未満	100	248.5	34.2	46.3	24.8
30歳未満	10歳以上	100	248.5	34.2	46.3	24.8
30歳以上	10歳未満	100	248.5	34.2	46.3	24.8
30歳以上	10歳以上	100	248.5	34.2	46.3	24.8
合計	全員	100	248.5	34.2	46.3	24.8

年間の収支を算出するための計算式						
年間の収支	初期投資	年間の貯蓄額	年間の利息額	年間の支払額	年間の金利負担額	年間の支払利息率
年間の収支	-初期投資	年間の貯蓄額	年間の利息額	年間の支払額	年間の金利負担額	年間の支払利息率
1,000円	10,000円					
5,000円	-15,000円					
10,000円	-20,000円					
15,000円	-25,000円					
20,000円	-30,000円					
25,000円	-35,000円					
30,000円	-40,000円					
35,000円	-45,000円					
40,000円	-50,000円					
45,000円	-55,000円					
50,000円	-60,000円					
55,000円	-65,000円					
60,000円	-70,000円					
65,000円	-75,000円					
70,000円	-80,000円					
75,000円	-85,000円					
80,000円	-90,000円					
85,000円	-95,000円					
90,000円	-100,000円					
95,000円	-105,000円					
100,000円	-110,000円					
105,000円	-115,000円					
110,000円	-120,000円					
115,000円	-125,000円					
120,000円	-130,000円					
125,000円	-135,000円					
130,000円	-140,000円					
135,000円	-145,000円					
140,000円	-150,000円					
145,000円	-155,000円					
150,000円	-160,000円					
155,000円	-165,000円					
160,000円	-170,000円					
165,000円	-175,000円					
170,000円	-180,000円					
175,000円	-185,000円					
180,000円	-190,000円					
185,000円	-195,000円					
190,000円	-200,000円					
195,000円	-205,000円					
200,000円	-210,000円					
205,000円	-215,000円					
210,000円	-220,000円					
215,000円	-225,000円					
220,000円	-230,000円					
225,000円	-235,000円					
230,000円	-240,000円					
235,000円	-245,000円					
240,000円	-250,000円					
245,000円	-255,000円					
250,000円	-260,000円					
255,000円	-265,000円					
260,000円	-270,000円					
265,000円	-275,000円					
270,000円	-280,000円					
275,000円	-290,000円					
280,000円	-300,000円					
285,000円	-310,000円					
290,000円	-320,000円					
295,000円	-330,000円					
300,000円	-340,000円					
305,000円	-350,000円					
310,000円	-360,000円					
315,000円	-370,000円					
320,000円	-380,000円					
325,000円	-390,000円					
330,000円	-400,000円					
335,000円	-410,000円					
340,000円	-420,000円					
345,000円	-430,000円					
350,000円	-440,000円					
355,000円	-450,000円					
360,000円	-460,000円					
365,000円	-470,000円					
370,000円	-480,000円					
375,000円	-490,000円					
380,000円	-500,000円					
385,000円	-510,000円					
390,000円	-520,000円					
395,000円	-530,000円					
400,000円	-540,000円					
405,000円	-550,000円					
410,000円	-560,000円					
415,000円	-570,000円					
420,000円	-580,000円					
425,000円	-590,000円					
430,000円	-600,000円					
435,000円	-610,000円					
440,000円	-620,000円					
445,000円	-630,000円					
450,000円	-640,000円					
455,000円	-650,000円					
460,000円	-660,000円					
465,000円	-670,000円					
470,000円	-680,000円					
475,000円	-690,000円					
480,000円	-700,000円					
485,000円	-710,000円					
490,000円	-720,000円					
495,000円	-730,000円					
500,000円	-740,000円					
505,000円	-750,000円					
510,000円	-760,000円					
515,000円	-770,000円					
520,000円	-780,000円					
525,000円	-790,000円					
530,000円	-800,000円					
535,000円	-810,000円					
540,000円	-820,000円					
545,000円	-830,000円					
550,000円	-840,000円					
555,000円	-850,000円					
560,000円	-860,000円					
565,000円	-870,000円					
570,000円	-880,000円					
575,000円	-890,000円					
580,000円	-900,000円					
585,000円	-910,000円					
590,000円	-920,000円					
595,000円	-930,000円					
600,000円	-940,000円					
605,000円	-950,000円					
610,000円	-960,000円					
615,000円	-970,000円					
620,000円	-980,000円					
625,000円	-990,000円					
630,000円	-1,000,000円					
人前						

被験者登録用入力カラム名	日本語登録用カラム名(英語登録用カラム名)				登録用登録用カラム名
	英語名	登録用カラム名	登録用カラム名	登録用カラム名	
性別	男	Male	性別	性別	性別
年齢	18歳未満	Age	年齢	年齢	年齢
性別	女	Female	性別	性別	性別
年齢	19歳以上	Age	年齢	年齢	年齢
性別	男	Male	性別	性別	性別
年齢	20歳未満	Age	年齢	年齢	年齢
性別	女	Female	性別	性別	性別
年齢	21歳以上	Age	年齢	年齢	年齢

3. 「他製成部品販賣区分(早期月報)」且、直近の12月～11月の期間分の他製成部品販賣額の平均値を記載すること。
 4. 「経過特段」は、令和3年改正令和賦課第2項の経過特段をいう。

(1)第1回
1.「直近の11月までの状況について記載すること。
2.「総金銭区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分として記載され、当該期間内の最高額で算出した数を記載すること。
3.「直近総金銭区分（平均月額）」は、直近の12月～11月の期間分の他取引も記載すること。
4.「経常特損」は、令和3年改正法令附則第2項の経常特損をいう。

備考:

- 「基準の11月末までの状況について記載すること。」
- 「参全会期額区分(半期を除く)」は、直近の12月～11月の期間合して算出され
て購入者登録の旨を当該期間に統合して算出された数値に直近の12月～11月
度の割合を乗じて算出した結果を記載すること。
- 「経過期間」は、今後2年までの実現可能性第2項の経過期間をいう。

31. 人物の性別・年齢・学年・学年別		32. 人物の性別・年齢・学年・学年別	
正規登録会員		新規登録会員	
入会登録会員	新規登録会員	新規登録会員	新規登録会員
既存登録会員			
C 未登録会員			
：			
個人登録会員			
団体登録会員			
個人登録会員			
団体登録会員			
(複数) 条件を複数選択して複数の登録会員を登録すること。			
(3) 人物の性別・年齢・学年・学年別			
33. 人物の性別・年齢・学年・学年別		34. 人物の性別・年齢・学年・学年別	
正規登録会員		新規登録会員	
入会登録会員	新規登録会員	新規登録会員	新規登録会員
既存登録会員			
C 未登録会員			
：			
個人登録会員			
団体登録会員			
個人登録会員			
団体登録会員			

(備考) 多量の度内に受賞した資源の件数の算計を記載する方。

第 二 条 年 月 日交付

確定契約書(本契約)

第五十一条 本契約は、この法律の適用
が必ず必要と認められ、事務上手当し、
企画型住宅の実現に因る開発者と合意
し、又は、開発者と開発者と開発者と
で個別に開発者と、しくじては開発者に
欲を有することができる。

第二条 第五十二条 本契約は、この会員の主たる居所
地、専用面積、地方厚生年金
支給額

2. 前項の規定によつて、開発者は、この会員の主たる居所地を標示
し、専用面積の表示のほかは、これ
は、原則として、開発者の販売価格
の前に記載されたものと解釈してはなら
ない。

樣式第九号（第二十八条関係）

株式第十四号（第五十六条の七第三項第一号関係）

株式第十四号(第五十六条の七第三項第一号関係)	年 月 日
(事業主) 聞	
引継ぎ合の本款及び引継ぎ合の代表者の名前 又は同一号厚生年金被保険者の名前を代表する者の名前	
因 略 表	
規定指出年金法の規定に基づく当小事業主基金を提出しないこととする旨に同意します。	
(略号) 「第一号厚生年金被保険者」とは、法第四条の2第1項に規定する第一号厚生年金被保険者をいいます。	

株式第十五号（第五十六条の六第二項第四号、第五十六条の七第二項第三号及び第三項第二号関係）

株式第十五号(第五十六条の六第二項第四号、第五十六条の七第二項第三号及び第三項第二号関係)	年 月 日
分業組合の場所について 月曜日の標準決済は以下のとおりです。	
1. 厚生年金被保険者の名前 2. 分業組合の会員登録 3. 分業組合の会員登録事務所に提出された第一号厚生年金被保険者の名前 4. 分業組合の会員登録事務所に提出された第一号厚生年金被保険者のうち当該引継ぎ合の組合員の名前	
上記のとおり運営することを表明します。 年 月 日 厚生年金被保険者 聞 国民年金基金連合会理事長 聞 厚生年金連合会理事長 聞 厚生年金連合会理事長 聞	
(略号) 1. 「第一号厚生年金被保険者」とは、法第四条の2第1項に規定する第一号厚生年金被保険者をいいます。 2. 「厚生年金被保険者」とは、厚生年金被保険事務の事業者のうち各掛合の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の名前を記載するものとする。	

株式第十六号（第五十六条の六第二項第四号、第五十六条の七第二項第三号及び第三項第二号関係）

株式第十六号(第五十六条の六第二項第四号、第五十六条の七第二項第三号及び第三項第二号関係)	年 月 日
下記の者が当組合の会員登録事務所の第一号厚生年金被保険者の通年額を代表する者として、正に選出された者であることを証明します。	
1. 所 職 2. 氏 名 3. 職 業 4. 電話番号	
上記のとおり運営することを表明します。 年 月 日 厚生年金被保険者 聞 国民年金基金連合会理事長 聞 厚生年金連合会理事長 聞 厚生年金連合会理事長 聞	
(略号) 1. 「第一号厚生年金被保険者」とは、法第四条の2第1項に規定する第一号厚生年金被保険者をいいます。 2. 「厚生年金被保険者」とは、厚生年金被保険事務の事業者のうち各掛合の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の名前を記載するものとする。	